

地方からの提案に対する回答 ～無人航空機（ドローン）について～

重点番号47:国土交通大臣の承認を受けたドローン等
無人航空機の飛行に係る制度の見直し
(国土交通省)

平成29年8月7日
国土交通省 航空局

背景

- 昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野で利用が広がっている。
- 今後、様々な分野で活用されることで、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待される。
- 一方、落下事故が発生するなど、安全面における課題に直面。



無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について基本的なルールを定めるため、平成27年に航空法を改正（同年12月に施行）

改正航空法の概要

(1) 無人航空機[※]の飛行にあたり許可を必要とする空域

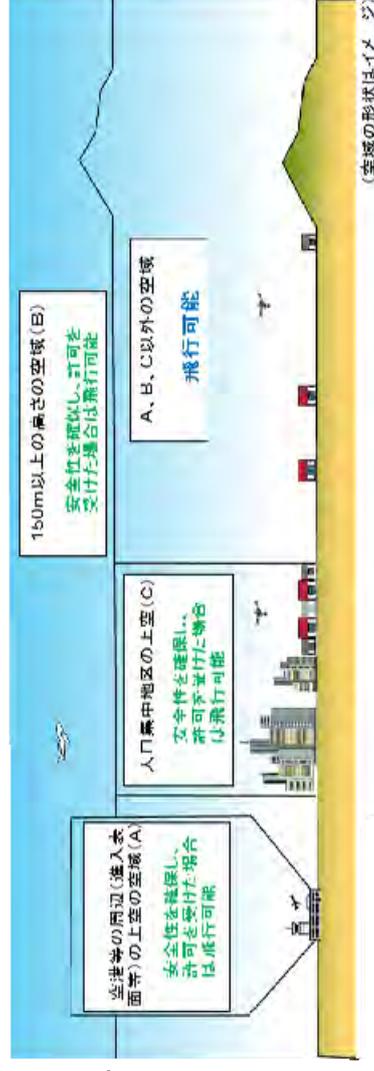
→¹※飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないものうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（超軽量のものを除く）
以下の空域においては、国土交通大臣の許可[※]を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととする。

- 安全確保の体制をとった事業者等に対し、飛行を許可
- 空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域【下図A、B】
- 人又は家屋の密集している地域の上空【下図C】

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認[※]を受け
た場合を除いて、以下の方法により飛行させなければならぬこと
とする。

- 安全確保の体制をとる等の場合、より柔軟な飛行を承認
- 日中において飛行させること
- 周囲の状況を目視により常時監視すること
- 人又は物件との間に距離（30m）を保って飛行させること等



○平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) には、11,272件の許可・承認を行った。

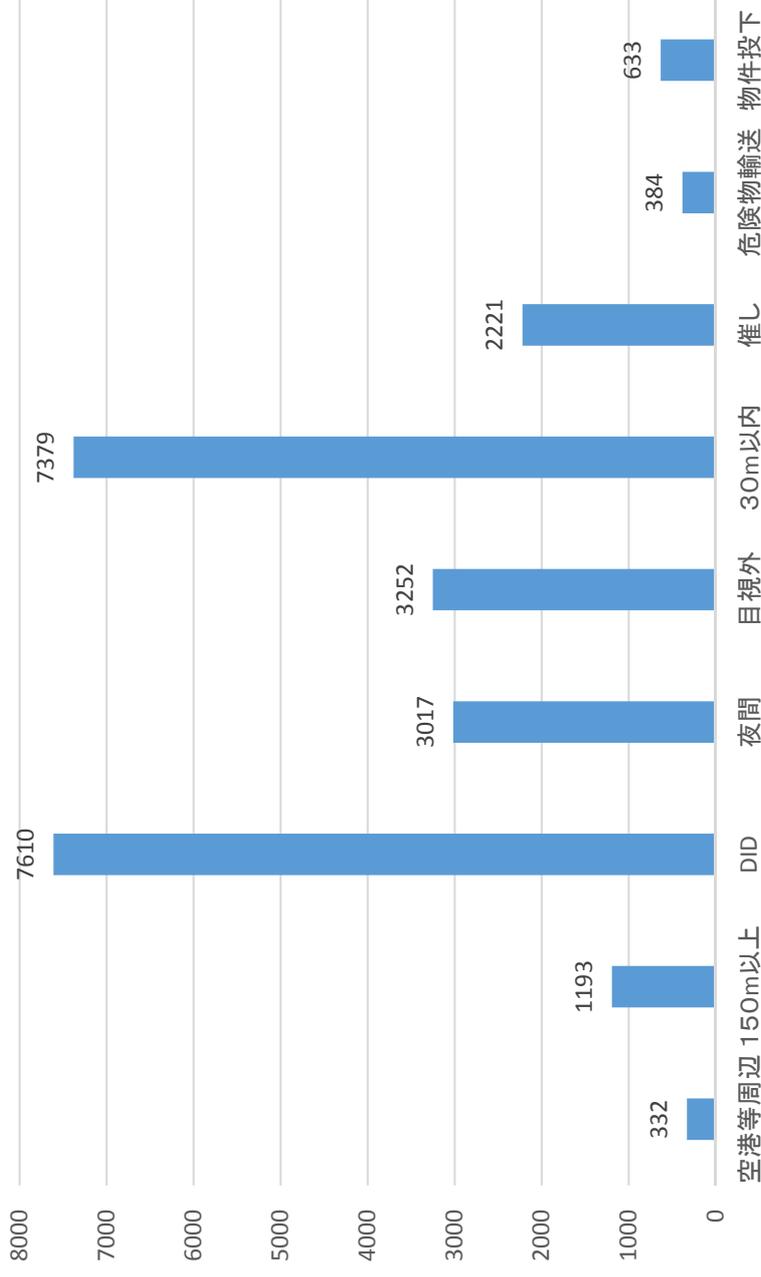
○許可等に当たっては、許可・承認審査要領等に基づき機体・操縦者・運航管理体制等について審査し、地上の人及び物件等の安全が損なわれるおそれがないことを確認している。
1
2

○許可等を行ったものは、人口集中地区(DID)上空での飛行等に係るものや空撮を目的とするものが多数を占めている。

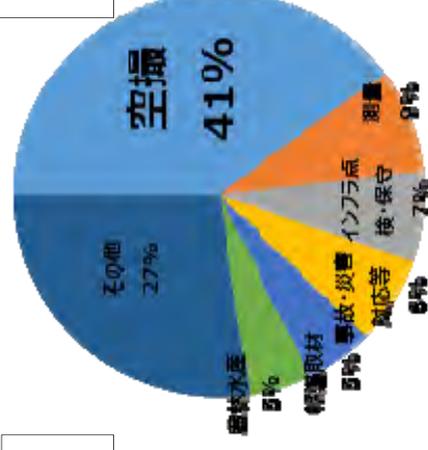
※ただし、許可等に当たっては、原則として第三者上空を避けて飛行させることを求めており、現在までのところ、第三者上空の飛行の許可等を行った事例はない。

○保険加入の浸透に見られるように、操縦者等の安全意識も向上していると考えられる。

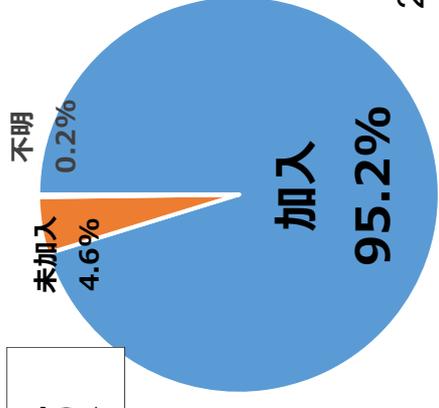
項目別許可承認状況
(平成28年度)



目的別許可承認状況
(平成28年度)



保険加入状況
(平成28年度)
※本省受付分



求める措置②

大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。

回答

○夜間飛行や物件等との距離が30m未満の飛行等を行う場合には、航空法第132条の2の規定に基づき、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて、国土交通大臣の承認を受ける必要があり、航空局では機体、操縦者、運航管理体制について¹安全を確認したうえで承認を行っている。

○一方で、御指摘の「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」のような、安全に影響を及ぼす飛行が認められる場合には、承認の取消し等の措置を講ずることによるため、このような飛行の事実を把握された場合には、航空局に情報提供いただきたい。

○なお、市町村が管理する公園等において条例等に基づき無人航空機の飛行を制限することや、「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合に、行政指導により飛行方法に関する注意を行うことや飛行の中止を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではない。（現に多くの自治体において条例等により飛行を制限（次頁を参照））

(参考) 条例による規制等の例

自治体	三重県	佐賀県	奈良県	兵庫県	鳥取県
名称	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	佐賀県立都市公園条例	奈良県立都市公園条例	姫路公園における無人航空機の飛行に係る届出に関する要綱	鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン
目的	伊勢志摩サミットの安全対策	都市公園の管理	都市公園の管理	利用者の安全確保と姫路城の保全	観光客の安全対策
概要	伊勢志摩サミット会場周辺において、ドローンの飛行を禁止。(期間限定)	都市公園において、他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はそのおそれがある行為として、ドローンの飛行を禁止。	都市公園において、ドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。	姫路公園において、ドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならぬ。	鳥取砂丘において、ドローンを飛行させる場合の留意事項を規定。
罰則	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	-	-	-	-
その他	-	北海道、茨城県、栃木県、千葉県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県等でも同様の条例あり	出雲大社等の神社仏閣では、自主的に文化財への被害防止や観光客の安全確保のため、ドローンの飛行を禁止している。	-	-

通番4-③ 支給認定の見直し

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・ベビーシッター等利用者支援事業

⇒残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。

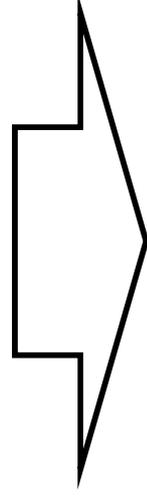
認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子ども</u>であって、<u>2号認定子ども</u>以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子ども</u>であって、<u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p><u>満3歳未満の小学校就学前の子ども</u>であって、<u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

参照条文

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第26条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。



- 学校教育が満3歳以上となっていることから、満3歳の時点で教育・保育の必要性を判断する必要あり。

	保育の必要性なし	保育の必要性あり
満3歳以上	1号認定子ども（教育）	2号認定子ども（教育+保育）
満3歳未満	—	3号認定子ども（保育）

各年齢・家庭環境に応じた子育て支援

仕事や介護などで子どもをみられない日が多い

0～2歳

- 保育所
- 認定こども園
- 小規模保育
- 家庭的保育
- など



3～5歳

- 保育所
- 認定こども園
- など



ふだん家にいて一緒にすごす日が多い

0～2歳

- 一時預かり※
- 地域子育て支援拠点※
- など



※3歳以上も利用可能です

3～5歳

- 幼稚園
- 認定こども園
- など



自治体向けよくある質問(FAQ)による対応

質問：職権で3号から2号に支給認定の変更を行うことができるかとされていますが、そもそも3号認定を行う際に、3号と2号をまとめて申請・認定することはできないのでしょうか。

答え：各市町村が地域の実情等を踏まえて、実質的な弊害がないよう配慮した上で、それぞれの支給認定の有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能です。

学校給食費の徴収管理について

- 学校給食の実施に要する経費については、学校給食法第11条に基づき、施設整備費及び人件費は設置者の負担、食材費（以下「学校給食費」という。）は保護者の負担とされている。

（参考）学校給食法（昭和29年法律第160号）

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

- ただし、同条は、学校の設置者と保護者の間の負担区分を定めているものであって、保護者に対して公法上の負担義務を課したものではないと解されているため、保護者に対して学校給食費の支払を求める権利は、私債権である。
- このような私債権である学校給食費を自力執行が可能な債権とするためには、学校給食費を公債権と位置付け、保護者に対して公法上の負担義務を課し、当該公債権が強制徴収可能である旨法律で規定する必要がある（学校給食法の改正）。
- 一方、学校給食費を公債権と位置付けることになると、学校給食費の会計処理は公会計であることが前提となるが、現在、約半数以上の自治体が学校給食費を私会計処理している現状がある。

（参考）学校給食費の会計業務の状況（平成28年度文部科学省調べ）

・私会計	983自治体（57%）
・公会計化	685自治体（40%）
・一部学校にて公会計化	61自治体（3%）

- 提案自治体の中には、「私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もある。

児童手当制度の概要

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度未まで)	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
手当月額	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） 中学生 一律10000円 所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施 毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払） 所得限度額（年収ベース） ・960万円未満		
	児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（2.3/1000）を乗じて得た額。			
22 費用負担	特例給付 （所得制限以上） 0歳～3歳未満 児童手当 3歳～ 特例給付 （所得制限以上） 中学校修了前 児童手当	被用者 国 2/3 地方 1/3 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	非被用者 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	公務員 所属庁 10/10 所属庁 10/10
	[給付総額] 2兆1,985億円（内訳）国負担分：1兆2,175億円（1兆2,320億円） （2兆2,216億円） 地方負担分：6,087億円（6,160億円） 事業主負担分：1,832億円（1,835億円） （ ）内は28年度予算額 公務員分：1,891億円（1,902億円）			
財源内訳 (29年度予算)				
その他	保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いづれも市町村が実施するかを判断)			

児童手当の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則

（検討）第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。